

平成 23 年 10 月 4 日

各保健福祉事務所長 様

薬 務 課 長

平成 23 年度農薬販売者講習会の開催に係る周知について（依頼）

このことについて、平成 23 年 9 月 26 日付けで農業技術センターから別添のとおり  
標記講習会に係る周知の依頼がありました。

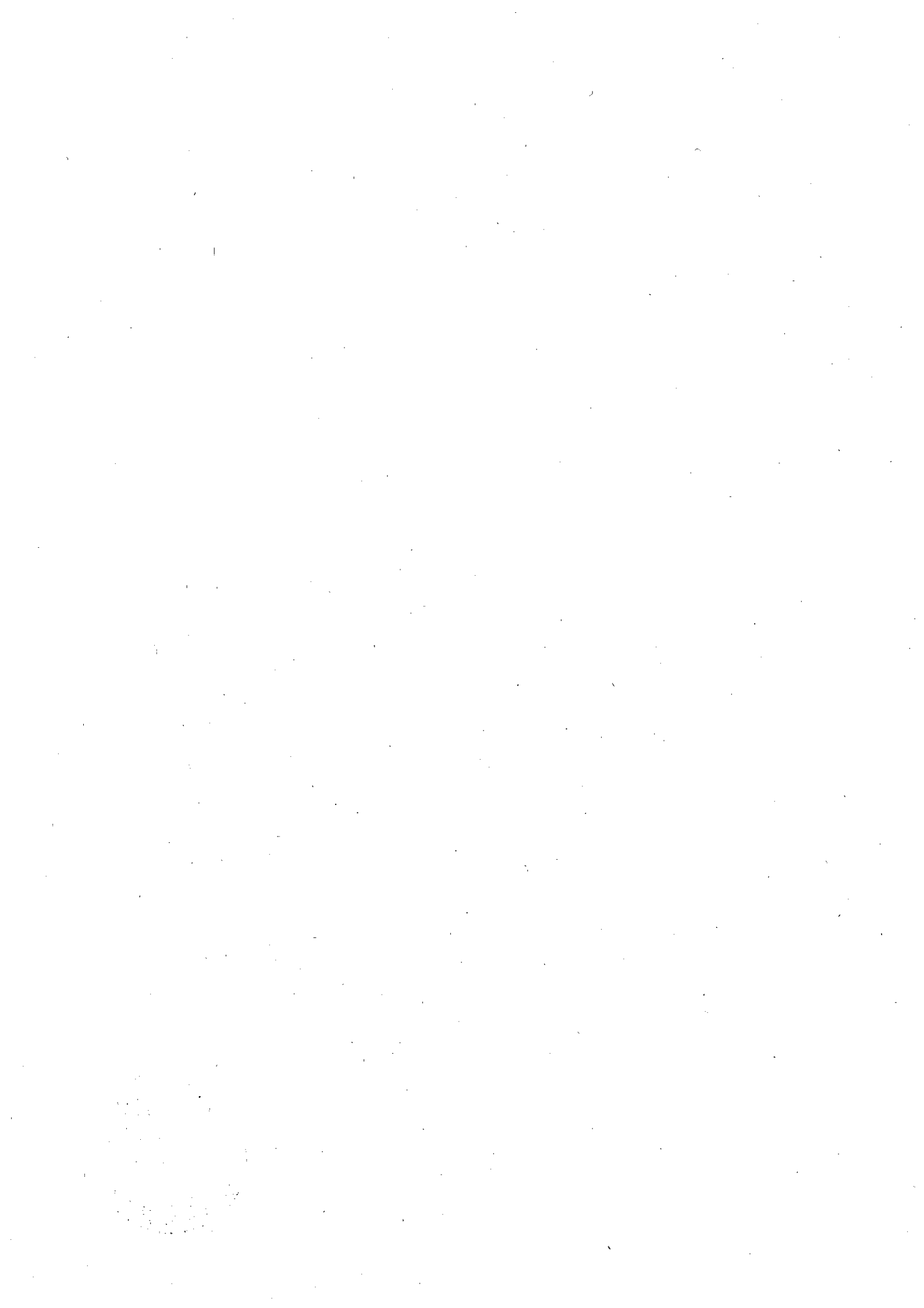
つきましては、毒物及び劇物取締法の規定に基づく一般販売業又は農業用品目販売  
業の登録を取得している営業者及び農薬たる毒物又は劇物の販売を予定している営  
業者に対し、標記講習会の開催について、窓口にて配布していただきますようお願い  
いたします。

問い合わせ先

薬事指導グループ 新蔵

電話 045-210-1111 内線 4970





平成23年9月26日

薬務課長 殿

農業技術センター所長

平成23年度農薬販売者講習会の開催について（依頼）

農薬安全使用の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、農薬の取り扱いについては、近年の農薬取締法改正に伴い、農薬の製造、販売及び使用の各段階で、一層の適正化が求められているとともに、農薬の安全性等に対する県民の関心も、ますます高まっているところです。

また、平成22年3月31日に、農薬の販売の禁止を定める省令が改正され、新たな販売禁止農薬（使用禁止農薬）が追加され、今後も、販売禁止農薬の追加が予定されております。

そこで、法令の遵守と農薬による事故防止の観点から、県内の農薬販売者を対象に、適正な農薬販売に資するため、標記講習会を別紙のとおり開催しますので、添付した参加申込書等を各保健福祉事務所に配架していただき、周知について御協力いただきますようお願いいたします。

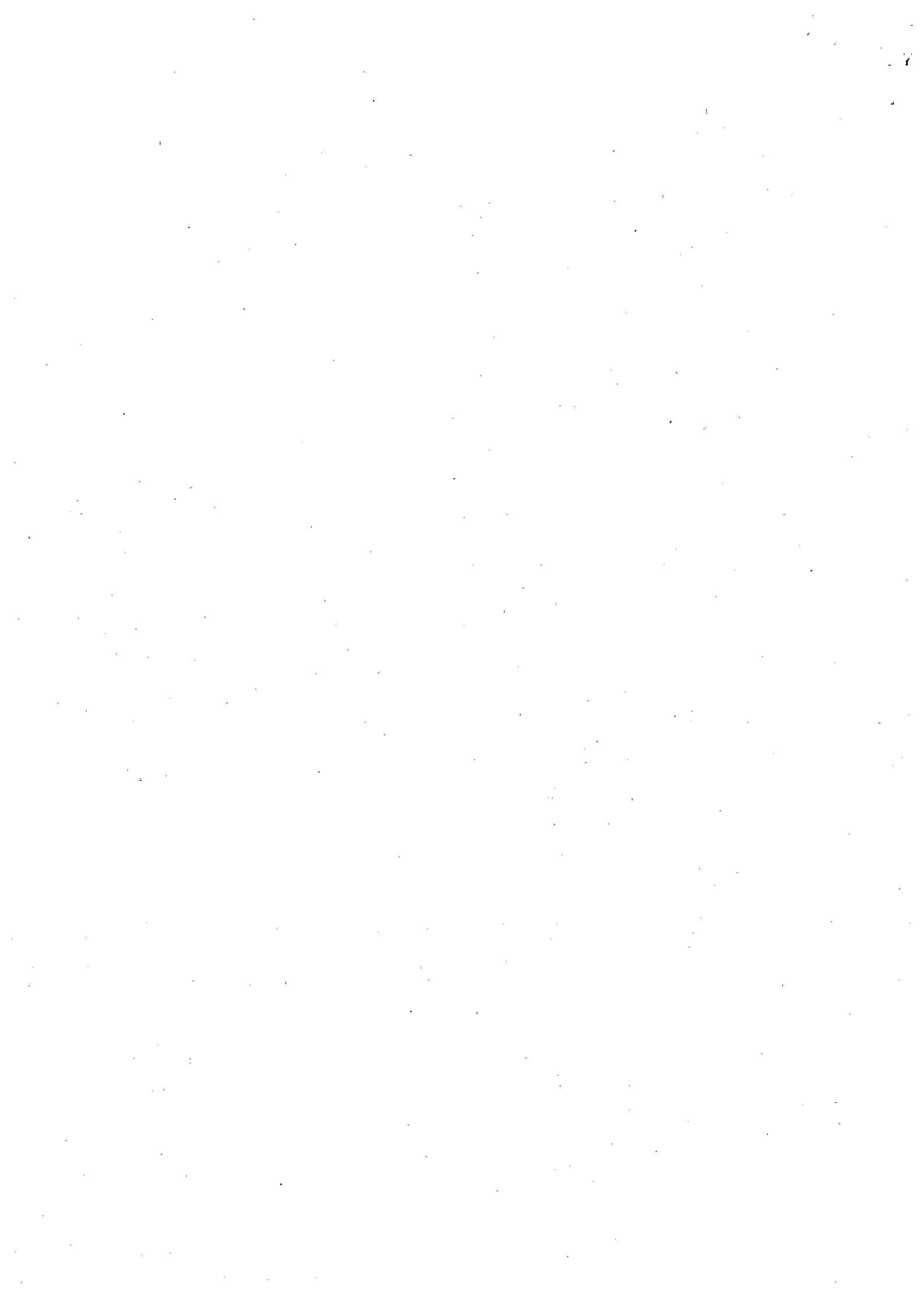
なお、このことにつきましては、次の団体に依頼していますので、御承知願います。

社団法人神奈川県薬剤師会

同会小田原、相模原、厚木、海老名、大和綾瀬及び座間支部

問い合わせ先  
病害虫防除部 坂本  
電話 (0463)-58-0333 内線393





## 平成23年度農薬販売者講習会開催計画

### 1 目的

「農薬の適正な販売及び使用の促進に係る指導実施要領」に基づき、農薬販売者に対して講習会を開催し、農薬の安全管理と適正な販売を推進する。

### 2 日時

第1回 平成23年12月2日(金)13:30～15:30

第2回 平成23年12月8日(木)13:30～15:30

### 3 場所

第1回 平塚合同庁舎5階CD会議室(平塚市西八幡1-3-1)

第2回 かながわ県民センター2階ホール(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)

### 4 内容(講師:農業技術センター病虫害防除部職員)

- (1) 農薬取締法に則した農薬の適正な販売と安全管理について
- (2) 庭やプランターで多く見られる病気と虫について

### 5 対象

本県に農薬販売届を提出した販売者及び本県で農薬の販売を予定している者

### 6 開催の周知

- (1) 販売所656か所に通知を郵送(平成23年8月31日現在、廃止及び連絡不能の販売所を除く)
  - ア 新規届出の販売所(平成22年9月1日から平成23年8月31日までに新規に届け出た販売所)
  - イ 平成23年度通知対象地域の販売所
    - (ア) 相模原市
    - (イ) 県央地域(厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡)
    - (ウ) 足柄上地域(南足柄市、足柄上郡)
    - (エ) 西湘地域(小田原市、足柄下郡)
- (2) 関係団体等を通じた周知(チラシの配布等、チラシ及び配布計画は別添のとおり)  
神奈川県農薬卸商業会、神奈川県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会神奈川県本部、神奈川県農薬安全指導者協議会、神奈川県薬剤師会(販売所への通知対象地域の各支部を含む)、農林水産省関東農政局神奈川農政事務所、業務課及び保健福祉事務所に対し、講習会の周知への協力を依頼する。
- (3) ホームページ掲載による開催の周知
- (4) 県のたより掲載による開催の周知

### 7 参加申込

ファクシミリ、郵送もしくは電子メールによる直接申し込みとする。申し込みの締め切りは、第1回が平成23年11月18日(金)、第2回が平成23年11月24日(木)とする。定員は、第1回が90名、第2回が150名で、参加申込者が定員を超えた場合は抽選とし、抽選にもれた場合のみ、申込者へ農業技術センターから連絡をする。

### 8 修了証の交付(修了証様式は別添2のとおり)

受講の意義を強調し、受講の促進を図るため、受講者に修了証を交付する。



## 農薬取締法

(昭和二十三年七月一日法律第八十二号 抜粋)

### (販売者の届出)

第八条 販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。次項、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第四項において同じ。）は、その販売所ごとに、次の事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 当該販売所

2 販売者は、前項の届出事項中に変更を生じたときもまた同項と同様に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出は、新たに販売を開始した場合にあつてはその開始の日までに、販売所を増設した場合にあつてはその増設の日から二週間以内に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた日から二週間以内に、これをしなければならない。

### (販売者についての農薬の販売の制限または禁止等)

第九条 販売者は、容器又は包装に第七条（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十一条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

### (帳簿)

第十条 製造者、輸入者及び販売者（専ら自己の使用のため農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定める者を除く。）は、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造者及び輸入者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販売者（製造者又は輸入者に該当する者を除く。第十四条第二項において同じ。）にあつてはその譲受数量及び譲渡数量（第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を、真実かつ完全に記載し、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければならない。

## 農薬の適正な販売及び使用の促進に係る指導実施要領

(平成15年5月15日施行 神奈川県要領 抜粋)

### 第1 趣旨

農薬の流通秩序及びその安全かつ適正な使用を確保するため、県内の農薬販売者及び農薬使用者等に対して取締指導を行い、農薬による危被害を防止することを目的とする。

### 第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、農業技術センターとする。

### 第3 事業の内容

#### 1 講習会

農薬の適正な販売や使用を促進するため、講習会を開催する。

#### (1) 講習会の対象

県内の農薬販売者、農薬使用者及び防除関係者を対象とする。

#### (2) 講習会の内容

- ア 農薬取締法及び関係法令
- イ 農薬使用基準等農薬の安全確保に関する諸対策
- ウ 農薬に対する科学的知識
- エ その他業種別必要事項

#### (3) 講習会の実施

ア 県内における農薬の販売及び使用の実態を適確に把握し、開催場所、開催時期等対象者が受講しやすいように充分配慮する。

イ 原則として、農薬販売者と農薬使用者・防除関係者は別々に実施する。







KANAGAWA

『農薬取締法に則した農薬の適正な販売を行うために、農薬販売者(店)の方を対象に講習会を行います。』

- 平成22年3月31日、販売禁止農薬(使用禁止農薬)が追加されました。今後も、追加が予定されています。
- 農薬を販売する際は、ルールを守る必要があります。
- ルールを守らないと、農薬取締法違反になります。

## 第1回

- 1 日時 平成23年12月2日(金) 受付 13:00～ 講習会 13:30～15:30
- 2 会場 平塚合同庁舎 5階CD会議室  
平塚市西八幡1-3-1  
※案内図は裏面です。来場の際は公共交通機関を御利用ください。

## 第2回

- 1 日時 平成23年12月8日(木) 受付 13:00～ 講習会 13:30～15:30
- 2 会場 かながわ県民センター 2階ホール  
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2  
※案内図は裏面です。来場の際は公共交通機関を御利用ください。

【内容】 (1)農薬取締法に則した農薬の適正な販売と安全管理  
(2)庭やプランターで多く見られる病気と虫  
※参加費は無料です。

【定員】 第1回:90名 第2回:150名  
※定員を超えた場合は抽選となります。参加できない場合のみ、ご連絡します。

【申込期限】 第1回:平成23年11月18日(金) 第2回:平成23年11月24日(木)  
※ファクシミリまた郵送で申込書(本紙)を送付してください。

【主催・お問い合わせ】 神奈川県農業技術センター 病害虫防除部農薬・肥料班  
ファクシミリ:0463-59-7411 電話:0463-58-0333(内線393)  
〒259-1204 平塚市上吉沢1617

## 農薬販売者講習会申込書(記入後このままファクシミリ等でお送りください。)

参加希望日 (○印を記入)	第1回 (平成23年12月2日)	第2回 (平成23年12月8日)
販売者(店・所) 名※		
販売所(店) 所在地		
連絡先(電話)		ファクシミリ
受講者氏名		フリガナ

※修了証の発行を希望される方は、必ず販売者(店・所)名を記入してください。修了証は講習会当日にお渡します。

# 案内図

## 第1回(平成23年12月2日 平塚合同庁舎)

神奈川県  
平塚合同庁舎

至伊勢原 至厚木

「美術館入口」バス停

美術館 警察署

共済病院 労働基準監督署 東京電力

市役所新館 博物館 図書館 青少年会館 教育会館

市役所 消防署

中央公民館 勤労会館 福祉会館 郵便局

江陽中学校 八幡宮

「日産車体前」バス停

東京ガス 日産車体

至秦野

県平塚保健福祉事務所 栗原ホーム 宮林署

平塚市役所 表原分庁舎 検査庁

済生会病院 「横浜Jム前」バス停

崇善小学校

八間通り

簡易裁判所

見附台体育館 市民センター 市営駐車場

NTT

市営駐車場 市民プラザ 市営駐車場 平塚MNCビル

至大磯

地下道

平塚駅

西口 北口 南口

地下道

至茅ヶ崎

交通(公共交通機関を御利用ください。)

- JR東海道線平塚駅北口から徒歩20分
- JR東海道線平塚駅北口5・6番バス乗り場から、平50~54・58・60系統バス4分「日産車体前」下車徒歩3分

## 第2回(平成23年12月8日 かながわ県民センター)

かながわ県民センター

市営地下鉄横浜駅

北6出口

西口

高島屋

東口

そごう

至小田原

至東京

横浜駅

交通(公共交通機関を御利用ください。)

- JR・私鉄「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分
- 横浜市営地下鉄「横浜駅」地下鉄出口8から、地下街をとおる「中央モール」を左折し、「北6」出口を出て徒歩2分

# 農薬販売届をお忘れなく

農薬を販売するには、販売所ごとに、農薬販売届を県知事に提出しなければなりません。（既に、毒物又は劇物の販売業の登録をされている方でも、農薬を販売する場合は、別途、届出が必要です。）

届出は、新たに販売を開始する場合は販売開始の日までに、販売所の増設や、届出事項の変更、廃止の場合は2週間以内に行わなければなりません。

## 1 新規届

新たに農薬の販売を開始する場合、販売所ごとに届出が必要です。

【提出書類】

- (1) 届出書 2部
- (2) 添付書 1部
- (3) 返信用切手\*

## 2 変更届

次に掲げる事項に変更を生じた場合は、届出が必要です。

- 1 住所・氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）
- 2 販売所の所在地・名称

【提出書類】

- (1) 届出書 2部
- (2) 返信用切手\*

## 3 廃止届

農薬の販売をやめた場合も、届出が必要です。

【提出書類】

- (1) 届出書 2部
- (2) 返信用切手\*

※ 同時に届出をする販売所の数（届出書の枚数）により異なります。2か所（廃止は3か所）までの場合、80円になります。

## 4 提出先

神奈川県農業技術センター病害虫防除部

〒259-1204 平塚市上吉沢1617 ※ 郵送可。メール便では送れません。

電話 0463-58-0333(代) ファックス 0463-59-7411

届出用紙は、神奈川県農業技術センター病害虫防除部にありますので、お問い合わせください。また、当センターホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.agri-kanagawa.jp/nosoken/nouhantodoke/nouhantop.htm>

また、神奈川電子自治体共同運営サービスの「電子申請・届出サービス」を利用したの届出も可能です。

<https://shinsei.asp-e-kanagawa.lg.jp/eka-jportal/kanagawa/>

（上記のページから、神奈川県を選びます。なお、届出には電子署名が必要です。）

